

株主各位

業務の適正を確保するための体制

第99期連結計算書類の「連結持分変動計算書」

第99期連結計算書類の「連結注記表」

第99期計算書類の「株主資本等変動計算書」

第99期計算書類の「個別注記表」

上記の事項は、法令及び当社定款第18条に基づき、当社ホームページ (<https://www.aisin.com/jp/>) に掲載することにより、株主の皆様を提供したものとみなされる情報です。

2022年5月27日

株式会社 アイシン

業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及びその子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という)の経営を統括する親会社として、当社グループの業務の適正を確保する体制を構築するため、以下のとおり、内部統制に関する基本方針を定めました。

1. 当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【基本方針1】

- ①グループ共通の経営理念や企業行動憲章に基づき、適法かつ公正な企業活動を推進する体制整備を行う。
- ②経営上の重要事項に関しては、経営会議にて総合的に審議のうえ、取締役会にて決議する。
- ③企業行動倫理委員会において、法令及び企業行動倫理遵守に向けた方針と体制について審議・決定する。
- ④取締役は、グループ共通の企業行動憲章の精神の実現に自ら率先垂範の上、取り組むとともに、グループ全体のコンプライアンスの意識向上と徹底をはかる。

【運用状況の概要】

- ①グループ全体で一定基準以上のコンプライアンス・レベルを確保するため、グループ各社の法務機能をアイシン本社に集約し、グループ・グローバルのコンプライアンス活動を企画・推進している。
- ②会社の経営課題及び政策に関する重要事項については、経営会議その他各種主要会議体に適切に付議し、総合的に検討したうえで、取締役会にて意思決定している。
- ③ステークホルダーの信頼獲得と社会の持続的発展に寄与することをめざし、ESG戦略に関する活動の方向性をサステナビリティ会議で議論・決定している。ここでの方針展開を受け、企業行動倫理、リスクマネジメントの各委員会にてグループとしての方針・体制を決定している。
- ④「アイシングループ企業行動憲章」に役員が率先垂範を明記し、また留意すべき法令や定款の内容を手引書にまとめ周知している。さらに役員就任時には、コンプライアンス、サステナビリティに関する教育を実施している。

2. 当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【基本方針2】

- ①企業行動倫理に関するガイドの配布や法務教育・階層別教育等を通じて、従業員に対しコンプライアンスの徹底をはかる。
- ②企業行動倫理相談窓口等を通じて、コンプライアンスに関わる問題及び疑問点に関し、情報の早期把握及び解決をはかる。
- ③内部監査機能等による実地監査や、業務の適正性に関するモニタリングを行う。

【運用状況の概要】

- ①「アイシングループ企業行動憲章」に基づき、グループ共通の行動指針に沿った、コンプライアンス周知活動と教育を実施している。さらに「多様性・主体性の促進を通じ、自己成長、働きがい、人生の幸せを感じられる会社」の実現をめざすことを宣言し、働きがい改革、ダイバーシティ、健康経営の諸施策を推進している。
- ②コンプライアンスに関する通報・相談窓口を設置し、グループで働くすべての従業員とその家族、取引先から、匿名も含めて広く相談を受け、不正行為の早期発見と是正に努めている。対応にあたっては、プライバシー保護、相談者への不利益の防止など、人権への配慮を徹底している。
- ③毎年10月を「アイシングループ企業行動倫理強化月間」とし、その活動のひとつとして、国内グループ会社全従業員を対象に、コンプライアンス意識や倫理相談窓口の浸透度合いなどを確認している。また、内部監査部門による社内及び国内外グループ会社を対象とした計画的な内部監査を実施している。

3. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

【基本方針3】

取締役の職務の執行に係る情報は、関係規程ならびに法令に基づき、各担当部署に適切に保存及び管理させる。

【運用状況の概要】

- ①取締役会議事録及び全社会議体の報告資料、議事録等の情報を、関係規程ならびに法令に基づき、適切に保存している。
- ②グループの情報セキュリティ推進部署を設置し、機密管理規程等に基づき、グループ共通の教育を通じ、適切に管理している。
- ③セキュリティシステムの強化としてインシデント対応体制を整備している。昨今のサイバー攻撃に対応するため、国内外グループ会社のネットワーク機器の脆弱性再点検及び取引先を含めた不審メール対応の注意喚起等を実施している。

4. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【基本方針4】

品質、安全、コンプライアンス、情報管理、環境、火災・自然災害等の各種リスクについて、それぞれ推進体制を整備し、基本的ルール、対応計画の策定を行うことにより、適切なリスク管理体制を構築する。

【運用状況の概要】

- ①リスクマネジメント委員会による重点リスクの選定において、グローバルリスク報告書等踏まえ、新たに気候変動対応、人権問題等を追加し、グループ全体でリスク対策に取り組んでいる。
- ②想定されるリスクの未然防止、被害の最小化に向けた事前対応事項及び万が一の場合における適切・迅速な対応事項に関する「危機管理ガイド」を策定し、展開、訓練などを実施している。

5. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【基本方針5】

グループ経営方針に基づき、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行う。

また、グループ各社の事業活動計画及び実績を把握し、会議体や機能部門からの情報展開を行うことにより、当社グループの情報を一元化し、各社の業務の効率性確保をはかる。

【運用状況の概要】

- ①「グループ経営方針」を国内外グループ会社へ展開し、各カンパニー・本部、各子会社の方針に落とし込み、執行会議等の会議体にて執行状況のモニタリングを実施している。
- ②経営の意思決定と業務執行のスピードアップをめざし、副社長層の管掌分野を廃してプレジデント・本部長・センター長に権限委譲を行う一方、グループ目線での方向づけや課題解決をよりレベルアップしていくため、全社横断的な重点テーマを責任を持って推進してきたCxOにグループ全体を俯瞰した視点から社長を補佐していく役割を追加することを決定、2022年4月1日より新体制にて業務執行を行っている。

6. 監査役の職務を補助する使用人への指示の実効性及び取締役からの独立性に関する事項

【基本方針6】

- ①監査役の職務を補助する専任部門を設置し、使用人を置く。
- ②監査役の職務を補助する使用人の人事については、事前に監査役の同意を得る。

【運用状況の概要】

- ①取締役の指揮命令から独立した監査役室を設置し、監査役を適切にサポートするため、専任スタッフを配置している。
- ②監査役室の専任スタッフの人事については、監査役の同意を得て行っている。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役へ報告するための体制

【基本方針7】

- ①取締役は主な業務執行について、適宜適切に監査役に報告するほか、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告を行う。
- ②取締役、使用人は、監査役のために応じ、定期的に、また随時事業の報告を行う。
- ③上記の報告をした者については、当該報告をしたことを理由として、不利益な取り扱いを受けないよう適切に対処する。

【運用状況の概要】

- ①取締役や執行役員、機能部署から監査役に主な執行業務の進捗状況や内部通報窓口への相談状況等について定期的に報告している。また、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は適宜報告を行っている。
- ②当社及びグループ会社役員、当社部長クラスから若手従業員までの幅広い層と面談、ヒアリングを実施している。
- ③国内外グループ会社共通の「内部通報者保護規程」を策定し、通報者が不利益な取り扱いを受けないよう明記している。

8. その他監査役の当社グループに対する監査が実効的に行われることを確保するための体制

【基本方針8】

- ①取締役は、監査役監査の実効性を高めるため、監査役の重要会議への出席や重要文書の閲覧、工場・子会社の現地監査、会計監査人との会合等の監査活動に積極的に協力する。
- ②内部監査機能は、監査役との連携を密にし、監査結果の情報共有を行う。
- ③監査役の職務執行に必要となる費用については、会社がこれを負担する。

【運用状況の概要】

- ①経営会議など重要会議への出席や重要文書の閲覧ができる体制整備、工場・子会社の現地監査、会計監査人との会合等の監査活動に協力している。また国内主要グループ会社監査役の監査活動にも同様に協力している。
- ②内部監査部門・内部統制部門・会計監査人と定期的・随時情報交換を実施し、連携を強化している。
- ③監査役の職務執行に必要となる費用については、適切に確保している。

連結持分変動計算書 2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分							
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素				
				確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	キャッシュ・フロー・ヘッジ	在外営業活動体の換算差	合計
当期首残高	45,049	76,210	△115,717	—	259,759	△491	△41,698	217,568
当期利益	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	11,042	66,739	238	46,783	124,803
当期包括利益	—	—	—	11,042	66,739	238	46,783	124,803
自己株式の取得	—	—	△6	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—
支配継続子会社に対する持分変動	—	71	—	11	—	—	—	11
利益剰余金への振替	—	—	—	△11,054	△1,004	—	—	△12,058
所有者との取引額合計	—	71	△6	△11,042	△1,004	—	—	△12,047
当期末残高	45,049	76,282	△115,723	—	325,493	△253	5,084	330,324

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	利益剰余金	合計		
当期首残高	1,312,400	1,535,512	223,096	1,758,609
当期利益	141,941	141,941	15,070	157,011
その他の包括利益	—	124,803	14,374	139,177
当期包括利益	141,941	266,744	29,444	296,189
自己株式の取得	—	△6	—	△6
剰余金の配当	△45,817	△45,817	△12,588	△58,406
支配継続子会社に対する持分変動	—	83	40	123
利益剰余金への振替	12,058	—	—	—
所有者との取引額合計	△33,758	△45,741	△12,548	△58,289
当期末残高	1,420,583	1,756,516	239,992	1,996,508

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しています。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲等に関する事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社

202社

アイシン高丘株式会社

豊生ブレーキ工業株式会社

株式会社アドヴィックス

シロキ工業株式会社

アイシン・ホールディングス・オブ・アメリカ株式会社

アイシン・U. S. A. マニユファクチャリング株式会社

アイシン・オートモーティブ・キャスティング有限責任会社

アイシン・オートモーティブ・キャスティング・テネシー株式会社

エイ・ダブリュ・ノースカロライナ株式会社

エイ・ダブリュ・テキサス株式会社

シロキ・ノースアメリカ株式会社

フェノックス・ベンチャー・カンパニー第20号有限責任組合

アイシン・リインシュアランス・アメリカ株式会社

アイシン・ヨーロッパ株式会社

唐山アイシン自動車部品有限会社

アイシン唐山歯輪有限責任会社

アイシン精機（中国）投資有限会社

エイ・ダブリュ蘇州自動車部品有限会社

エイ・ダブリュ天津自動車部品有限会社

天津エイ・ダブリュ自動変速器有限会社

浙江吉利アイシン自動変速器有限会社

広汽アイシン自動変速器有限会社

エイ・ダブリュ・タイ株式会社

アイシン・インドネシア・オートモーティブ株式会社

ATインドシア・オートパーツ・プライベートリミテッド

アイシン・オートモーティブ・ハリヤナ・プライベートリミテッド

アイシン・オートモーティブ有限会社 他175社

(2) 持分法の適用に関する事項

関連会社

10社

株式会社エクセディ

トヨタキルロスカオートパーツ株式会社 他8社

(3) 連結の範囲及び持分法の適用範囲の異動状況

① 連結（新規）

該当はありません。

② 連結（除外）

10社

合併による除外：アイシン・エイ・ダブリュ株式会社

エイ・ダブリュ・ノースアメリカ株式会社

アイシン・エーアイ・ブラジル有限会社

エイ・ダブリュ・ヨーロッパ株式会社 他6社

(4) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、アイシン(中国)投資有限会社他39社の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成に当たっては連結決算日である3月31日に仮決算を実施した財務諸表を使用しています。

3. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産（デリバティブを除く）

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融商品の契約の当事者となった取引日に金融資産を認識しています。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引コストを加算した額で当初測定しています。

(ii) 事後測定

償却原価で測定する金融資産は、実効金利法により測定しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で測定し、その変動額を純損益として認識しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で測定し、その変動額をその他の包括利益として認識しています。

また、認識を中止した場合、その他の包括利益として認識していた累積損益について、負債性金融資産は純損益に、資本性金融資産は利益剰余金に振替えています。

なお、配当金については、純損益で認識しています。

(iii) 金融資産の減損

当社グループは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産及び償却原価で測定する金融資産に係る予想信用損失を、貸倒引当金として認識しています。

貸倒引当金は、報告期間の末日ごとに金融資産に係る予想信用損失を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しています。ただし、当社グループが客観的な情報に基づき、金融資産に関する信用リスクが当初認識以降に著しく増大していると判断した場合には、全期間の予想信用損失と同額で測定しています。信用リスクが著しく増大しているかどうかについては、金融資産のデフォルトリスクの変化に基づいて判断しています。

なお、営業債権に係る貸倒引当金については、上記に関わらず、常に全期間の予想信用損失と同額で測定しています。

(iv) 認識の中止

金融資産は、投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅したか、あるいは当該投資が譲渡され、当社グループが所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転した時に認識を中止しています。

② デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをヘッジするために、為替予約、通貨スワップ、通貨オプション、金利スワップ等を利用しています。これらのデリバティブの当初認識はデリバティブ契約を締結した日の公正価値で行い、当初認識後の再測定も公正価値で行っています。

ヘッジ会計を適用する取引については、取引開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係及び種々のヘッジ取引の実施に係るリスク管理目的や戦略について文書化を行っています。また、ヘッジ開始時及びヘッジ期間中に、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するために非常に有効であるかどうかについても継続的に評価を行っています。

ヘッジ会計を適用する取引については、以下のように分類し、会計処理を行っています。

(i) 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動は純損益として認識しています。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動については、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、純損益として認識しています。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち、有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は純損益として認識しています。その他の資本の構成要素に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振替えています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で評価しています。取得原価は主として総平均法に基づいて算定され、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでいます。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。

(3) 有形固定資産の減価償却方法

土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しています。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び運搬具 3～10年

工具、器具及び備品 2～10年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合には会計上の見積変更として将来に向かって適用しています。

(4) 無形資産（のれんを除く）の償却方法

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しています。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア 3～10年

開発費 2～5年

見積耐用年数及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合には会計上の見積変更として将来に向かって適用しています。

(5) 使用権資産の減価償却方法

リース開始日から使用権資産の耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたり定期的に償却しています。

(6) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産について、報告期間の末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、減損テストを実施しています。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産並びに未だ使用可能でない無形資産については、毎年及び減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しています。減損テストを実施した結果、帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には、純損益として減損損失を認識しています。

(7) 引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として現在の法的又は推定的義務を有し、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、その債務の金額が合理的に見積り可能である場合に引当金を認識しています。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しています。

製品保証引当金は、製品の品質保証期間内に発生するクレームに対する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎にして残存保証期間のクレーム発生見積額を計上しています。

(8) 退職後給付

① 確定給付型制度

確定給付型制度は、確定拠出型制度以外の退職後給付制度です。確定給付型制度に関連する当社グループの純債務は、制度ごとに区別して、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積り、当該金額を現在価値に割引くことによって算定しています。制度資産の公正価値（必要な場合には、資産上限額の影響を考慮する）は当該算定結果から控除しています。

確定給付負債（資産）の純額に係る純利息費用は、確定給付負債（資産）の純額に割引率を乗じて算定し、従業員給付費用として計上しています。割引率は、当社グループの債務と概ね同じ満期日を有する優良社債の連結会計年度末時点の市場利回りを参照しています。

制度が改訂又は縮小された場合、従業員による過去の勤務に関連する給付の増減による確定給付債務の現在価値の変動は、即時に純損益として認識しています。

当社グループは、確定給付型制度から生じるすべての再測定による調整額を即時にその他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振替えています。

② 確定拠出型制度

確定拠出型制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払いについて法的又は推定的義務を負わない退職後給付制度です。確定拠出型制度の拠出は、従業員がサービスを提供した期間に純損益として認識しています。

(9) 外貨換算

① 外貨建取引の換算

当社グループの各社の財務諸表は、その企業の機能通貨で作成しています。機能通貨以外の通貨（外貨）での取引については、取引日の為替レートで換算しています。

外貨建貨幣性項目は、連結会計年度末の為替レートで機能通貨に換算しています。外貨建非貨幣性項目は、取得原価で測定するものは取引日の為替レートで、公正価値で測定するものは当該公正価値の算定日の為替レートで機能通貨に換算しています。

換算又は決済により生じる為替換算差額は、純損益として認識しています。ただし、その他の包括利益を通じて測定する資本性金融資産及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる為替換算差額は、その他の包括利益として認識しています。

② 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産及び負債は、連結会計年度末の為替レートで日本円に換算しています。収益及び費用は、期中平均為替レートで日本円に換算しています。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しています。在外営業活動体を処分した場合には、その累積換算差額は処分した期間の純損益として認識しています。

(10) 収益

当社グループは、IFRS第16号「リース」に基づくリース料収入等を除く顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づいて収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは主として自動車部品の製造・販売を行っており、国内外の完成車メーカーを顧客としています。当社グループでは、主に完成した製品を顧客に納入することを履行義務として識別しており、また、IFRS第15号で示されている支配の移転に関する指標を総合的に考慮した結果、自動車部品事業においては、原則として顧客が製品を検収した時点、又は顧客が手配した運送業者に製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しています。収益は、値引き等の事後的な価格調整を考慮した後の顧客との契約において約束された対価で測定しています。なお、製品販売の対価は、顧客が製品を検収した時点から概ね3ヶ月以内に回収しています。

4. 会計方針の変更に関する事項

当社グループは、当連結会計年度より「金利指標改革フェーズ2」（IFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号及びIFRS第16号の修正）を適用しています。本修正を適用することで、当社グループは、財務諸表利用者に会計上の影響を与えることなく、代替的な金利指標への移行の影響を反映することができます。

II. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産について、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超える可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、減損の兆候があるものとして、その資産又は資金生成単位の回収可能価額を見積っています。回収可能価額の見積りには、資産の残存耐用年数や将来のキャッシュ・フローの予想、割引率等の前提条件を使用しています。減損の兆候が存在する場合は減損テストを実施し、帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には、純損益として減損損失を認識しています。

当社グループは、減損の兆候及び減損損失の認識に関する判断、及び回収可能価額の見積りは合理的であると判断しています。ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により非金融資産の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来追加で減損損失を計上する可能性があります。

当連結会計年度に連結損益計算書に計上した減損損失の金額は、2,490百万円です。

2. 品質保証に係る債務

品質保証に係る債務には、将来発生することが見込まれるクレームに対する製品保証引当金と、完成車メーカー等の顧客が決定したリコール等の市場処置に係る未払費用があります。

製品保証引当金は、製品の品質保証期間内に発生する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎として残存保証期間のクレーム発生見積額を計上しています。これらの費用のほとんどは1年以内に発生することが見込まれません。

リコール等の市場処置に係る未払費用は、完成車メーカー等の顧客のリコール等の決定に基づき、対象となる台数、台当たりの修理費用、処置率、顧客との責任割合等を勘案し、当社が負担すると合理的に見込まれる金額を見積計上しています。

当社グループは、これらの費用の算出に係る前提条件の見積りは合理的であると判断しています。ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により、実際の費用が見積りと異なり、結果として製品保証引当金や未払費用の追加計上又は戻入が必要となる可能性があります。

当連結会計年度に連結財政状態計算書に計上した未払費用のうち、リコール等の市場処置に係る未払費用の金額は、43,542百万円です。

3. 確定給付債務の測定

確定給付債務の現在価値は、割引率、昇給率、退職率、死亡率等の前提条件を使用した年金数理計算により算定しています。特に、割引率は重要な前提条件であり、当社グループの債務と概ね同じ満期日を有する優良社債の連結会計年度末時点の市場利回りを参照しています。

当社グループは、確定給付債務の算定に係る前提条件の見積りは合理的であると判断しています。ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、前提条件と実際の結果が異なる場合、又は前提条件に変化がある場合には、結果として当社グループの確定給付債務の評価額に影響を与える可能性があります。

当連結会計年度に連結財政状態計算書に計上した退職給付に係る負債の金額は、221,319百万円です。

4. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除に対して、それらを回収できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識し、繰延税金負債は、原則として将来加算一時差異について認識しています。将来の課税所得については、売上予測及びコスト削減計画など、決算日までに入手し得る情報に基づき、最善の見積りを行っています。なお、繰延税金資産は每期見直され、税務便益の実現が見込めないと判断される部分については減額しています。

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の評価にあたり実施している見積りは合理的であると判断しています。ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により繰延税金資産の回収可能性の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来追加で繰延税金資産を減額する可能性があります。

当連結会計年度に連結財政状態計算書に計上した繰延税金資産の金額は、75,092百万円です。

5. 金融商品の公正価値

特定の資産及び負債の公正価値は、市場価格等の市場の情報や、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチ等の算出手順に基づき決定しています。公正価値の測定には、入手可能な場合は、活発な市場における公表価格、又は観察可能なインプットを使用します。入手できない場合は、市場参加者が資産又は負債の価格を決定するうえで使用している前提条件についての当社グループの判断を反映した観察不能なインプットを使用しており、インプットの算定は、当社グループ自身のデータを含め、入手可能な最良の情報に基づき実施しています。

当社グループは、金融商品の公正価値の評価は合理的であると判断しています。ただし、これらの評価には不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により金融商品の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として公正価値評価額が変動する可能性があります。

当連結会計年度に連結財政状態計算書に計上した公正価値で測定する金融資産の金額は677,609百万円、公正価値で測定する金融負債の金額は23,686百万円です。

Ⅲ. 連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	2,011百万円
その他の金融資産（流動資産）	2,981百万円
その他の金融資産（非流動資産）	355百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

2,964,701百万円

3. コミットメントライン契約関係

当社グループは、機動的な運転資金確保のため、取引銀行6行とコミットメントライン契約を締結しています。

コミットメントラインの総額	180,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	180,000百万円

Ⅳ. 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	294,674,634株
------	--------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年4月28日 取締役会	普通株式	26,951	100	2021年3月31日	2021年5月31日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	18,866	70	2021年9月30日	2021年11月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年4月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	26,951	100	2022年3月31日	2022年5月30日

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループの資本管理については、「財務の安全性」と「資本の効率性」のバランスをとりながら、企業価値の向上を目指すことを基本方針とし、主な資本管理指標としてキャピタリゼーション比率(※)を用いています。

「財務の安全性」については、格付機関による評価をひとつの目安とし、長期借入債務に対しての高い信用格付けを維持することにより、低コストでの外部資金調達が可能になるよう努めています。

一方、「資本の効率性」については、上記格付けが維持できる範囲で、負債による資金調達を優先し、資本の規模を抑制することで、全体の資本コストの低減をはかっています。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

※キャピタリゼーション比率＝有利子負債 / (有利子負債＋資本)

(2) 財務リスクの管理

当社グループは事業活動を行ううえで、様々な財務リスクにさらされており、当該リスクを回避又は低減するため、一定の方針に基づくリスク管理を行っています。デリバティブは、これらのリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

① 信用リスク

営業債権である受取手形及び売掛金は取引先の信用リスクにさらされています。

当社グループは、売掛金管理手続等に従い、営業債権については経理部門及び各営業部門において各取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主要取引先の信用状況をモニタリングし、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減をはかっています。

保有する債券等については、経理規程における資金運用要領に従い、信用格付の高いもののみ限定しています。

デリバティブ取引の利用にあたっては、取引金融機関の信用リスクを軽減するため、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っています。

金融資産の信用リスクに係る最大エクスポージャーは、連結計算書類に表示されている減損後の帳簿価額になります。

② 市場リスク

(i) 為替リスク

外貨建金銭債権債務は、為替変動リスクにさらされています。

当社グループは、通貨別に把握された為替変動のリスクを軽減するため、経理規程におけるデリバティブ取扱要領に従い、為替予約、通貨スワップ、通貨オプションを利用してヘッジをしています。

(ii) 金利リスク

変動金利の借入金及び社債は、金利変動リスクにさらされています。

当社グループは、経理規程におけるデリバティブ取扱要領に従い、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対して、金利スワップを利用してヘッジしています。

なお、支払金利の変動が当社グループの損益に与える影響は軽微です。

(iii) 資本性金融商品の価格変動リスク

当社グループは、事業上の関係等を有する企業の上場株式を保有しており、資本性金融商品の価格変動リスクにさらされています。当社グループは、上場株式の公正価値の変動状況を継続的にモニタリングしています。

③ 流動性リスク

当社グループは、借入金及び社債により資金調達をしていますが、資金調達環境の悪化等により支払期日にその支払いができなくなるリスクにさらされています。

当社グループは定期的に資金計画を作成・更新するとともに、手許資金とコミットメントライン等により、適切な手許流動性を確保することで流動性リスクを管理しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の公正価値

① 公正価値ヒエラルキー

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりです。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法を用いて測定した公正価値

② 公正価値の測定方法

- (i) 現金及び現金同等物、定期預金（預入期間が3ヶ月超）、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務

短期間で決済されるため、公正価値と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額によっています。

- (ii) 社債及び借入金

社債は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものはその将来キャッシュ・フローを新規に同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しています。

短期借入金は、短期間で返済されるため、公正価値と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっています。

長期借入金は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しています。

- (iii) その他の金融資産、その他の金融負債

上場株式は、連結会計年度末の市場価格によって算定しています。

非上場株式及び出資金は、類似会社の市場価格に基づく評価技法、純資産に基づく評価技法等適切な評価技法を用いて測定した価格により算定しています。なお、重要な観察不能なインプットである非流動性ディスカウントは30%としています。これらの公正価値の測定は社内規程等に従い投資部門より独立した管理部門が実施しており、当該測定結果について適切な権限者が承認しています。

債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提供された価格により算定しています。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、取引金融機関から提供された価格により算定しています。

③ 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
社債	275,000	271,671
借入金	607,670	605,817

(注) 償却原価で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーはレベル2です。

④ 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりです。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
公正価値で測定する金融資産				
株式	569,441	—	61,249	630,691
出資金	—	—	4,282	4,282
債券等	—	34,543	5,669	40,213
デリバティブ資産	—	2,422	—	2,422
合計	569,441	36,966	71,201	677,609
公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	—	23,686	—	23,686
合計	—	23,686	—	23,686

VI. 収益の注記

1. 収益の分解

当社グループは主として自動車部品の製造・販売を行っており、国内外の完成車メーカーを顧客としています。当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているもので、「日本」、「北米」、「欧州」、「中国」の4つを報告セグメントとしています。

当社グループの行う主な事業は、自動車部品事業及びエネルギーソリューション関連事業です。連結売上収益の大部分を占める自動車部品事業については、売上収益を顧客グループ別に分解しています。

これらの分解した収益と各報告セグメントの売上収益との関連は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	報 告 セ グ メ ン ト				そ の 他	合 計
	日 本	北 米	欧 州	中 国		
トヨタグループ	1,384,361	477,160	23,216	273,890	280,516	2,439,145
O E M ・ その他	679,328	104,510	309,035	180,913	85,946	1,359,735
自動車部品事業計	2,063,689	581,671	332,252	454,803	366,462	3,798,880
エネルギーソリューション関連・その他	108,447	4,061	60	2,153	3,831	118,553
合 計	2,172,137	585,732	332,313	456,957	370,294	3,917,434
顧客との契約から認識した収益	2,151,260	585,658	332,293	456,957	370,293	3,896,464
その他の源泉から認識した収益	20,876	74	19	—	0	20,970

(注1) 外部顧客への売上収益で表示しています。

(注2) その他の源泉から認識した収益には、IFRS第16号に基づくリース料収入等が含まれています。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等」の「3. 会計方針に関する事項」の「(10)収益」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度期末残高
顧客との契約から生じた債権	616,112	635,728
契約負債	1,928	5,059

(注) 契約負債は主に顧客からの前受金に関するものであります。

各連結会計年度期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、すべて各連結会計年度中に収益認識しています。また、前連結会計年度及び当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

VII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 6,517円34銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 526円66銭 |

株主資本等変動計算書 2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資本 剰余金	利 益 剰 余 金						利 益 剰 余 合 計
		資本 準備金	利益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
				特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	特別勘定 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	45,049	62,926	10,285	4	1,798	124	112,500	300,635	425,349
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	—	—	—	—	—	—	—	△1,437	△1,437
会計方針の変更を反映 した当期首残高	45,049	62,926	10,285	4	1,798	124	112,500	299,197	423,911
当 期 変 動 額									
積立金繰入	—	—	—	—	—	—	—	—	—
積立金取崩	—	—	—	△2	△160	—	—	163	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△45,817	△45,817
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	335,465	335,465
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	△2	△160	—	—	289,811	289,648
当 期 末 残 高	45,049	62,926	10,285	1	1,637	124	112,500	589,009	713,559

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△130,132	403,193	249,109	249,109	652,302
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	—	△1,437	—	—	△1,437
会計方針の変更を反映 した当期首残高	△130,132	401,755	249,109	249,109	650,864
当 期 変 動 額					
積立金繰入	—	—	—	—	—
積立金取崩	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△45,817	—	—	△45,817
当期純利益	—	335,465	—	—	335,465
自己株式の取得	△6	△6	—	—	△6
自己株式の処分	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	56,514	56,514	56,514
当期変動額合計	△6	289,641	56,514	56,514	346,156
当 期 末 残 高	△130,139	691,396	305,624	305,624	997,020

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------|---------------------------------------|
| (1) 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| (2) その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法 |
| | (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

2. デリバティブは、時価法により評価しています。

3. 棚卸資産は、総平均法による原価法（貸借対照表価額につきましては収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しています。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法により計上しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により計上しています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産につきましては、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法により計上しています。

5. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率を基本として総合的に勘案し、また、貸倒懸念債権等の特定の債権につきましては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

6. 製品保証引当金は、製品の品質保証期間内に発生するクレームに対する費用の支出に備えるため、残存保証期間のクレーム発生見積額を、過去の実績を基礎にして会社計上基準により計上しています。

7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しています。

8. 役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）の退職慰労金の支給に備えるため、退職慰労金制度廃止時点での内規に基づく要支給額、合計703百万円を退職給付引当金に含めて計上しています。

9. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づいて収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は、主として自動車部品の製造・販売を行っており、国内外の完成車メーカーを顧客としています。当社では、主に完成した製品を顧客に納入することを履行義務として識別しており、支配の移転に関する指標を総合的に考慮した結果、自動車部品事業においては、原則として顧客が製品を検収した時点、又は顧客が手配した運送業者に製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しています。収益は、値引き等の事後的な価格調整を考慮した後の顧客との契約において約束された対価で測定しています。なお、製品販売の対価は、顧客が製品を検収した時点から概ね3ヶ月以内に回収しています。

10. ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジ法を採用しています。なお、金利スワップにつきましては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。

11. 連結納税制度を適用しています。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産等の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定です。

II. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

当社は、当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。この結果、収益認識会計基準等の適用による、当事業年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微です。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

当社は、当事業年度より、「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。

なお、この基準の適用により計算書類に与える重要な影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 関係会社株式の評価

関係会社株式の評価について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を実施しています。回復可能性は、売上予測及びコスト削減計画など、決算日までに入手し得る情報に基づき、最善の見積りを行っています。将来の市場動向、事業活動の状況及びその他前提条件に大きな変化が発生した場合、この見積りに影響を及ぼし、株式の減損処理が必要となる可能性があります。

当事業年度に貸借対照表に計上した関係会社株式の金額は、612,854百万円です。

2. 品質保証に係る債務

品質保証に係る債務には、将来発生することが見込まれるクレームに対する製品保証引当金と、完成車メーカー等の顧客が決定したリコール等の市場処置に係る未払費用があります。

製品保証引当金は、製品の品質保証期間内に発生する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎として残存保証期間のクレーム発生見積額を計上しています。これらの費用のほとんどは1年以内に発生することが見込まれます。

リコール等の市場処置に係る未払費用は、完成車メーカー等の顧客のリコール等の決定に基づき、対象となる台数、台当たりの修理費用、処置率、顧客との責任割合等を勘案し、当社が負担すると合理的に見込まれる金額を見積計上しています。

当社は、これらの費用の算出に係る前提条件の見積りは合理的であると判断しています。ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により、実際の費用が見積りと異なり、結果として製品保証引当金や未払費用の追加計上又は戻入が必要となる可能性があります。

当事業年度に貸借対照表に計上した未払費用のうち、リコール等の市場処置に係る未払費用の金額は、29,575百万円です。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する短期金銭債権	615,398百万円
2. 関係会社に対する長期金銭債権	228,974百万円
3. 関係会社に対する短期金銭債務	272,540百万円
4. 関係会社に対する長期金銭債務	699百万円
5. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	1,346,951百万円

6. コミットメントライン契約関係

機動的な運転資金確保のため、取引銀行6行とコミットメントライン契約を締結しています。

コミットメントラインの総額	180,000百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	180,000百万円

Ⅴ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(1) 関係会社に対する売上高	1,403,674百万円
(2) 関係会社からの仕入高	478,656百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	54,533百万円

2. 抱合せ株式消滅差益

当社の連結子会社であったアイシン・エイ・ダブリュ株式会社を2021年4月1日付で吸収合併したことに伴い、特別利益に抱合せ株式消滅差益を計上しているものです。

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期中の増加株式数	当期中の減少株式数	当期末日の株式数
普通株式	25,158,700株	1,548株	一株	25,160,248株

変動理由 (増加) 単元未満株式の買取請求 1,548株
(減少) 単元未満株式の売渡請求 一株

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、未払費用等であり、評価性引当額を控除しています。繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金です。

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社	トヨタ自動車㈱	愛知県豊田市	百万円635,401	自動車及び同部品等の製造・販売	直接 24.8	当社製品の販売 役員の兼任	各種自動車部品等の販売	749,757	売掛金	83,372
					間接 0.0				電子記録債権	25,901

(注) 当社製品等の販売につきましては、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、毎期価格交渉のうえ決定しています。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	アイシン開発㈱	愛知県刈谷市	百万円456	建設・保険代理業等	直接 51.4 間接 48.6	同社への土木建設の発注他 役員の兼任	金銭消費貸借契約に基づく取引	35,861	預り金	37,434
子会社	㈱アドヴィックス	愛知県刈谷市	百万円12,209	自動車部品の製造販売	直接 51.1	当社製品の販売 役員の兼任	金銭消費貸借契約に基づく取引	108,558	短期貸付金 長期貸付金	92,216 19,606
子会社	アイシン・ヨーロッパ㈱	ベルギーブレーヌラール市	千ユーロ139,894	欧州地区における当社子会社の統括管理、自動車部品等の製造販売	直接 100.0	当社製品の販売	各種自動車部品等の販売	319,804	売掛金	151,973
子会社	アイシン・ホールディングス・オブ・アメリカ㈱	アメリカ合衆国インディアナ州	千米ドル441,974	北米地区における当社子会社の統括管理	直接 98.2 間接 1.8	同社への資金の貸付	金銭消費貸借契約に基づく取引	76,138	短期貸付金 長期貸付金	57,425 77,840

(注) 1. 当社製品等の販売につきましては、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、毎期価格交渉のうえ決定しています。
2. 金銭消費貸借契約に基づく貸付金・預り金の取引条件は、市場金利を勘案して決定しています。
3. 貸付金・預り金の取引金額は、期中の平均残高を記載しています。

IX. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項」の「9. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

X. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 3,699円32銭
2. 1株当たり当期純利益 1,244円70銭

XI. 企業結合等に関する注記

当社は、2020年12月22日開催の取締役会において、当社の連結子会社であったアイシン・エイ・ダブリュ株式会社を吸収合併することを決定し、2021年4月1日を企業結合日として合併しました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 結合企業

名称：アイシン精機株式会社（当社）

事業内容：自動車部品、エネルギー・住生活関連製品の製造販売

② 被結合企業

名称：アイシン・エイ・ダブリュ株式会社

事業内容：自動車部品の製造販売

(2) 企業結合日

2021年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、アイシン・エイ・ダブリュ株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社アイシン

(5) その他取引の概要に関する事項

自動車業界では、CASEの急速な進展や異業種の参入など、100年に一度と言われる大変革期にあり、生き残るためには、さらなる競争力強化が必要であり、当社グループでは2017年4月から、グループ内の連結強化と経営の効率化を狙い、バーチャルカンパニー制度を導入して改革を進めてきました。導入から2年半が経過した2019年10月、加速する外部環境の変化を踏まえ、構造改革を一段と進めるために、当社及びアイシン・エイ・ダブリュ株式会社は、2021年4月に経営統合することを決定しました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理をしています。